

京都市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき、次のとおり歴史的風致の維持及び向上に関する計画を策定する。

名 称 :京都市歴史的風致維持向上計画

主 体 :京都市

計画期間 :平成21年度～平成30年度

総論

1 計画策定の背景

京都市は平安遷都以来、1200年を超える悠久の歴史を積み重ねてきた都市である。現代の大都市でもある歴史都市・京都市は、多様な要素が重層的かつ複合的に存在している文化と蓄積された歴史の中で、三方の山々と鴨川、桂川などに代表される山紫水明の豊かな自然と、世界遺産を含む数多くの歴史資産や風情ある町並みとが融合して、地域ごとに特色ある多様な歴史的風致が形成され、それらが重なり合って全体として京都らしい歴史的風致が育まれてきた。

このような京都の歴史的風致とは、本来、京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化が色濃く映し出されているものであり、日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて、京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また、時の移ろいとともに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の歴史的風致に奥深さを与えてきた。

このため、視覚的な眺めだけでなく、光、風、音、香りなど五感で感じられるものすべてが調和し、背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ、永らく守るべきものとして認識されてきた。

しかし、高度経済成長期以降の急速な都市化の進展に伴う、無秩序な都市開発が進み、市民、事業者、行政の懸命な保全・再生の努力にも関わらず、個人の価値観や生活様式の変化、偏った経済性・効率性の追求により、京都の歴史的風致をとりまく環境が変容してきており、このままでは都市の魅力・活力の低下を招きかねない状況となってきた。

現在の京都の歴史的風致を守り育て、今後、一層光り輝く京都の歴史まちづくりを持続的に進めることによって、日本のみならず、世界の歴史都市のトップランナーとして、21世紀を先導する美しい景観や環境を有する新たな都市像を実現していくことが求められている。

2 計画策定の目的と役割

(1) 京都市における上位計画及び分野別計画

第3章において、歴史まちづくりを推進していく上での関連計画との関係を示し、方策などを示すが、ここでは、京都市における主な各種計画の概要を示す。

ア 京都市基本構想・基本計画

京都市は、昭和53年（1978）に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。

この理想を実現するために、21世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成11年（1999）に策定し、京都市の方針を示している。

この京都市基本構想を具体化するため、京都市基本計画が策定され、平成13年（2001）から平成22年（2010）の間に市民の主体的な参加を得て取り組む基本的な方向と主要な政策を提示している。

イ 都市計画に関する計画〈京都市都市計画マスタープラン〉

京都市都市計画マスタープランは、京都市基本構想及び都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、京都市基本計画や各区基本計画における都市計画の分野に関する事項の具体化を図るため、関連分野の諸計画と連携しながら、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地整備等に係る方針を明らかにしている。

京都は、京都特有の自然条件と長い歴史を有する個性的な大都市であるとし、この計画において、この京都の豊かな自然を守り育てるとともに、長い歴史に培われた文化やコミュニティ、歴史的な町並みなどの京都の個性を大切にし、これらの特徴を前提とした都市計画の方向付けを行っている。

都市計画の目標として、京都市基本構想に示す「安らぎのあるくらしと華やぎのあるまち」の実現を大きな目標とし、「都市の基盤をつくる」と「魅力的な京都のまちをつくる」の2つの観点から見据えた6つの都市の将来像を掲げ、これらを実現することを都市計画の具体的な目標としてまちづくりを進めている。

その具体的な目標の一つを「歴史や文化を継承し優れた景観を保全・再生・創造する京都のまちをつくる」とし、以下のような基本的な考えに基づき、取組の方向を示している。

- (7) 三方の山々の優れた自然景観を保全するとともに、豊かな自然と世界遺産をはじめとする社寺等の文化遺産の融合する山々の山ろく部や、鴨川等の河川沿いの地域など自然風趣に富む地域については、「自然」と「人工」が調和した、優れた景観を保全育成する。
- (4) 文化的価値の高い町並みの保全・修景の推進をはじめ、市街地の歴史性や文化的資源等を踏まえた景観整備を行い、世界に誇れる歴史と文化の織りなす市街地景観の保全と再生を図る。

(ウ) 京都の華やぎを後世に伝える，質の高い優れた都市景観づくりを積み重ねる。

ウ 景観に関する計画<京都市景観計画>

京都市景観計画は，京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を，地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため，景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針，市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスタープランである。

京都市における景観計画は，平成16年（2004）に制定された我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法の制定を受け，これを積極的に活用するため，平成17年（2005）に，これまで取組んできた景観施策を景観法の枠組みに移行し，策定した。

更には，50年後，100年後の京都の将来を見据え，それまでの景観施策・制度の見直しを図り，景観制度を再編，拡充するため，平成17年（2005）7月に設置した「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」から受けた答申を踏まえ，5つの基本方針を掲げ，地域別の方針や区域の拡大等を盛り込んだ計画の変更を平成19年（2007）9月に行い，京都の景観形成を進める具体的指針としている。

『5つの基本方針』

- ① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政，市民，事業者等のパートナーシップによる景観形成

エ 文化に関する計画<京都文化芸術都市創生計画>

京都市では，京都の優れた文化や美しい景観を，保存，再生，創造，更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに，その文化面の取組として，京都のまちを，より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして，平成18年（2006）4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき，今日的な社会動向等を踏まえつつ，「京都市基本計画」の文化芸術の分野別計画として，平成19年（2007）3月に「京都文化芸術都市創生計画」を策定した。

この計画では，京都がリードする文化芸術のまちづくりとして，21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すため，「先駆け」の原動力となる「京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進」，「文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進」などの5つの京都先行プロジェクトを掲げている。

また，文化芸術を市民の暮らしやまちに，よりしっかりと根付かせ，文化芸術都市の「基盤」を固めるため，「伝統の継承と新たな創造活動の支援」や「文化芸術

環境の向上」など、総合的な施策を盛り込み、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針としている。

オ 産業に関する計画<京都市伝統産業活性化推進計画>

伝統産業の未来を切り開き、日本の文化を世界に発信することを目指し、平成17年(2005)年10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を施行した。

この条例に基づき、「京都市基本計画」の産業の分野別計画として、平成18年(2006)11月に「京都市伝統産業活性化推進計画」を策定した。

条例において、伝統産業の活性化のための「日本の伝統産業に活力を」「日本の文化を京都から世界に発信」など4つの基本理念に基づき、伝統産業の活性化の総合的推進のため、6つの基本的な施策を定めているが、計画において、この6つの基本的な施策ごとに実施すべき具体的な取組項目を挙げている。

『6つの基本的な施策』

- ① 伝統産業に関する創造的活動に対する支援
- ② 伝統産業に関する教育や学習の場における取組
- ③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組
- ④ 技術の伝承や後継者の育成
- ⑤ 活性化や拠点施設等の機能の充実
- ⑥ 表彰や奨励

カ 交通政策に関する計画<「歩くまち・京都」総合交通戦略(仮称)>

京都市では、市民生活のマイカーへの依存が高まるとともに、観光シーズンにはたくさんの方が自動車で京都を訪れるため、観光地を中心とした交通問題が発生し、市民生活への影響が懸念されてきた。

このような問題の解決に向けて、本市では、これまでから観光地交通対策やパーク&ライドなどの自動車の流入抑制に取り組んできたが、少子・高齢化や人口減少時代の到来などの社会経済情勢が変化し、また地球環境問題に対する危機感が更に高まる中、新たな視点に立って大胆な対策を進めることが必要となった。

このため、本市が、「公共交通に乗って、たくさんの人達がまちに集まり、賑わいを生み出す持続可能な都市」であり続けるため、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進する交通政策のマスタープランとなる歩行者と公共交通優先の「歩くまち・京都」総合交通戦略(仮称)を平成21年度に策定する。

キ 観光に関する計画<新京都市観光振興推進計画>

京都市では、平成12年に、当時約4000万人であった入洛観光客数を平成22年(2010)までに5000万人へ増やす「観光客5000万人構想」を宣言し、平成13年

に策定した「京都市基本計画」にも 5000 万人観光都市の実現を掲げた。

平成 13 年には、戦略的かつ具体的に行動するための前半 5 年間の計画「京都市観光振興推進計画～おこしやすプラン 21～」を策定し、5 つの重点戦略と 119 の推進事業に基づき、「京都・花灯路」の実施など新たな事業に積極的に取り組んだ結果、中間点である平成 17 年を待たずして平成 16 年の入洛観光客が 4500 万人を突破し、大きな成果を挙げることができた。

平成 18 年には、同計画の期間満了に伴い、「観光客 5000 万人構想」の総仕上げを図るための後半 5 年間の計画「新京都市観光振興推進計画～新おこしやすプラン 21～」を策定した。この計画では、それぞれの地域一つ一つが他の観光都市 1 市に匹敵するほどの魅力を有する京都のまちを、ゆっくり、じっくりと楽しんでいただく「ゆとりの旅」を「京都からのメッセージ」として国内外に発信するとともに、「5000 万人観光都市の確かな実現」など 5 つの宣言を行い、オール京都の体制で取り組む「21 の戦略的施策」と「100 の推進施策」を掲げている。この計画は、類まれなる京都の「光」を更に磨き、新たな文化を創造しながら市民自らが誇りを持ち、快適に暮らす京都を実現すること、更には、京都創生の実現にも大きく寄与することを目指している。

平成 20 年の入洛観光客数が 5021 万人を数え、目標年次より 2 年早く「5000 万人観光都市」を実現したことから、現在、京都観光の新たな目標とそれを実現する道筋を明らかにする「次期京都市観光振興推進計画（仮称）」の策定に取り組んでいる。（平成 22 年 1 月策定予定）

(2) 計画策定の目的と役割

京都のまちは、優れた文化的要素に加えて、三方をなだらかに連なる緑豊かな山々に囲まれ、街なかを鴨川、桂川などの清流が流れる美しい自然景観に恵まれると同時に、社寺や町家をはじめとする歴史的な建造物と現代文化が溶け合い、落ち着いた町並みの風情を醸し出す、日本を代表する歴史都市である。

また、これら歴史的・景観的要素がもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘ってきた。すなわち「文化」「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっている。

この京都を守り、育てていくことは、市民自らの誇りやアイデンティティーの維持・確立などの観点から重要であるだけでなく、京都が日本の伝統を象徴する都市であるという意味において、あるいは文化の多様性を保持する都市であるという意味において、日本人全体にとって、更には国際的にも、極めて重要であるとし、「美しい日本の再生」を目指し、京都創生を推進している。

京都市は、「世界文化自由都市宣言」で掲げた都市の理想像を実現するため、「京都

市基本構想」にある京都のグランドビジョンを「京都市基本計画」として具体的政策を掲げている。

これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化に関する「京都文化芸術都市創生計画」、産業に関する「京都市伝統産業活性化推進計画」、観光に関する「京都市観光振興推進計画」など各分野における計画を策定し、景観についても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の文化と景観を国家財産として守り、育てることを国家の戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」であると定義されている。

本計画は、この法律に定義されている歴史的風致という観点から、伝統的な建造物の再生のみならず、これらを取りまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、京都市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な公民役割分担と協働のもと、総合的かつ計画的に京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

3 計画の策定経過及び実施体制

(1) 策定経過

<平成20年5月23日(金)>

- 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布

<平成20年9月19日(金)>

- 歴史的風致維持向上計画策定関係部局関係課会議開催

<平成20年11月4日(火)>

- 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行

<平成21年1月26日(月)>

- 庁内関係部局関係課会議開催

<平成21年6月15日(月)>

- 第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取
・「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の協議

<平成21年7月6日(月)>

- 京都市文化財保護審議会の意見聴取
・「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の意見聴取

<平成21年7月17日(金)～31日(金)>

- パブリックコメントの実施

<平成21年7月29日(水)>

- 京都市美観風致審議会への報告
・「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の意見聴取

<平成21年8月21日(金)>

- 第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取
・「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」協議(審議終了)

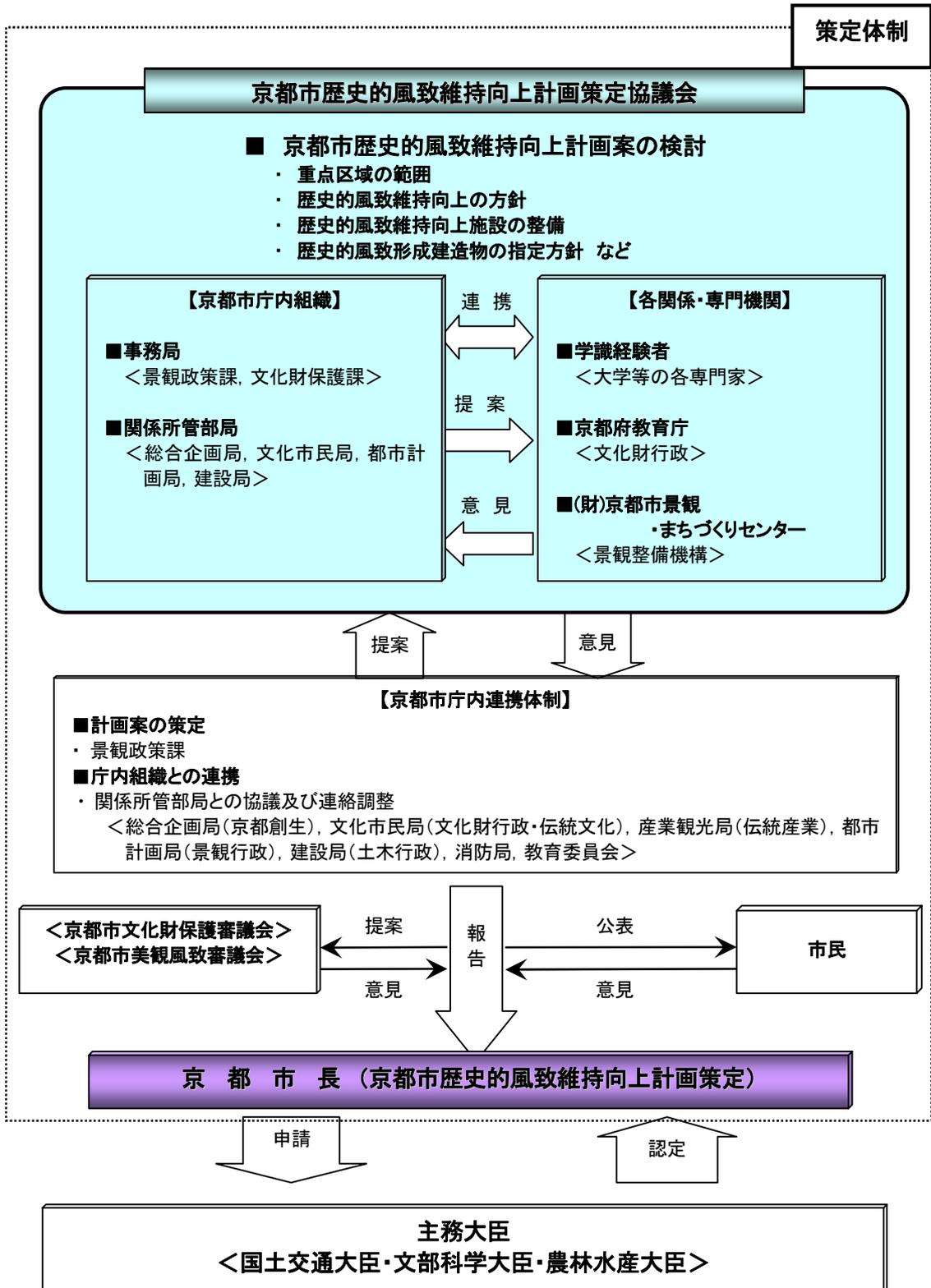
<平成21年10月13日(火)>

- 「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定申請

京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会委員名簿

構成員	
学識経験者	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎
	京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聰
	京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫
	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進
	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史
京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課課長
関係機関	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長
京都市	総合企画局政策企画室京都創生担当課長
	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長
	都市計画局都市景観部景観政策課長
	都市計画局都市景観部風致保全課長
	建設局建設企画部建設企画課長
	建設局道路建設部道路計画課長
	建設局道路建設部道路環境整備課長
	建設局水と緑環境部緑政課長

歴史的風致維持向上計画の策定体制図



(2) 計画の実施・推進体制

ア 歴史まちづくり推進協議会（仮称）の設置

国の認定を受けた京都市歴史的風致維持向上計画（以下、「認定計画」という。）の推進等を図るため、歴史まちづくり法第 11 条の規定に基づく「京都市歴史まちづくり推進協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(7) 協議会の主な役割

- ①認定計画の推進及び連絡調整に関する協議
- ②認定計画の変更に関する協議
- ③歴史まちづくりに関する周知、啓発及び推進に関する事項

(4) 構成員

協議会は、認定計画の策定に当たって設置した「京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会」を母体として、認定計画の推進に関わる各種団体を加えたもので組織する。今後、協議会の構成員を随時拡充し、京都市における歴史まちづくりの更なる推進を図っていく。

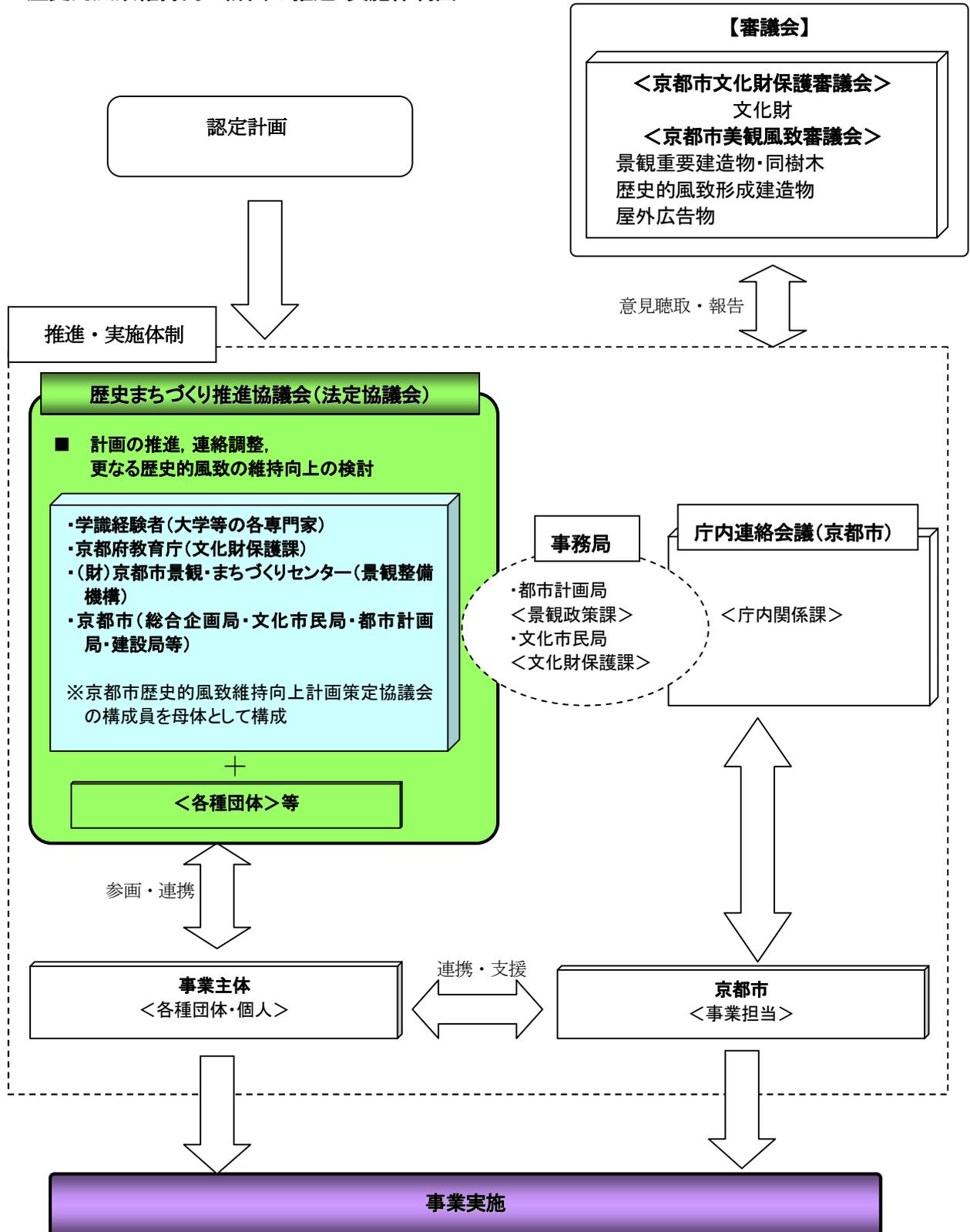
(5) 事務局

協議会の事務局は、文化市民局（文化財保護課）及び都市計画局（景観政策課）が務める。

イ 計画の推進・実施体制

- (7) 協議会をプラットフォームとして、京都市における歴史まちづくりの推進を図る。
- (4) 京都市役所の内部に歴史まちづくりに関わる担当部局による庁内連絡会議を設置する。本会議の事務局は、協議会の事務局が兼ねるものとする。
- (5) 京都市が実施する歴史まちづくりに関する各種事業については、庁内連絡会議において検討・調整したうえ、協議会において協議・調整し、それを踏まえて担当部局が事業を実施する。
- (エ) それぞれの地域において市民の手によって取り組まれる歴史まちづくりについても、協議会における協議・調整を踏まえ、京都市が行う各種事業とも有機的に連携しながら、取組を進める。

歴史的風致維持向上計画の推進・実施体制図



(3) 文化財行政部局と景観行政部局の連携

京都市では、市独自の柔軟な行政の執行のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、京都市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の事務部局である文化市民局と都市計画局に補助執行させることとしている。

具体的には、京都市文化財保護条例制定（昭和56年10月29日）を期に、文化芸能に関する事項（伝統的建造物群保存地区に関するものを除く。）に関する決裁は文化市民局長に専決させることとし、京都市伝統的建造物群保存地区条例制定（昭和51年4月1日）を期に、伝統的建造物群保存地区に関する決裁は都市計画局長に専決させることとしている。しかしながら、文化財の保護に関する事務のうち特に重要とされる下記の事案については教育委員会の決裁事項としている。

ア 京都市文化財保護条例に基づく、文化財の指定及び登録等に係る市文化財保護審議会への諮問。

イ 市指定文化財の指定及び登録等の解除等に係る市文化財保護審議会への諮問

ウ 文化財の保護に関する事務に係る教育委員会規則の制定又は改廃に関する事務

エ 地方自治法第2条第9項第1項に規定される第1号法定受託事務として、文化財保護法第184条第1項及び法施行令第5条第4項に基づき行われる史跡等の現状変更の許可及び京都市文化財保護条例に基づく市指定文化財等の現状変更の許可権限

以上のように、教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、その根幹をなす事務の権限については市教育委員会が処理することにより、その独立性を担保しながら市長部局で文化財保護行政を補助執行している。

市長と教育委員会との間の事務処理については、以下のとおりであり、文化財保護行政については、ア（1）により市長の事務部局が執行補助している。

ア 教育委員会は、次の事項を市長の事務部局の職員に執行補助させるものとする。

- (1) 市民の文化・芸能に関すること。
- (2) 市民のレクリエーションに関すること。
- (3) 市民のスポーツに関すること。
- (4) 市民体育及び体育施設に関すること。
- (5) 体育団体との連絡に関すること。

イ 前項については、教育委員会は当該補助執行をさせる職員に代決権を付与するものとする。但し、重要異例に属するものを除く。

文化市民局内の文化財保護課では、文化財の保護・その指導、市所有管理文化財の維持管理及び世界遺産を含む文化財の普及・啓発などを行っている。また、都市計画

局内の景観政策課では、景観の保全及び創出に係る施策の調査、研究、企画及び推進に関する事務、伝統的建造物群保存地区条例による事務、市街地景観整備条例による修理・修景に対する補助などを行っている。その他に、文化財保護課と景観政策課が連携を図り、未指定文化財や景観重要建造物の指定候補の発掘・調査などを行っている。

庁内連携体制

